

議會報告會資料

我孫子市議會

目 次

1	我孫子市議会の仕組み	-----	1
2	総務企画常任委員会報告	-----	1 1
3	教育福祉常任委員会報告	-----	1 9
4	環境都市常任委員会報告	-----	2 7
5	予算審査特別委員会報告	-----	3 7
6	我孫子市議会基本条例	-----	4 7
7	議員定数	-----	別冊

議会報告会日程

日 時	場 所
平成29年5月20日（土曜日） 9：30～11：30	湖北台近隣センター 多目的ホール
平成29年5月20日（土曜日） 14：00～16：00	近隣センターふさの風 多目的ホール
平成29年5月21日（日曜日） 9：30～11：30	天王台北近隣センター 多目的ホール
平成29年5月21日（日曜日） 14：00～16：00	我孫子南近隣センター 多目的ホール

我孫子市議会の仕組み

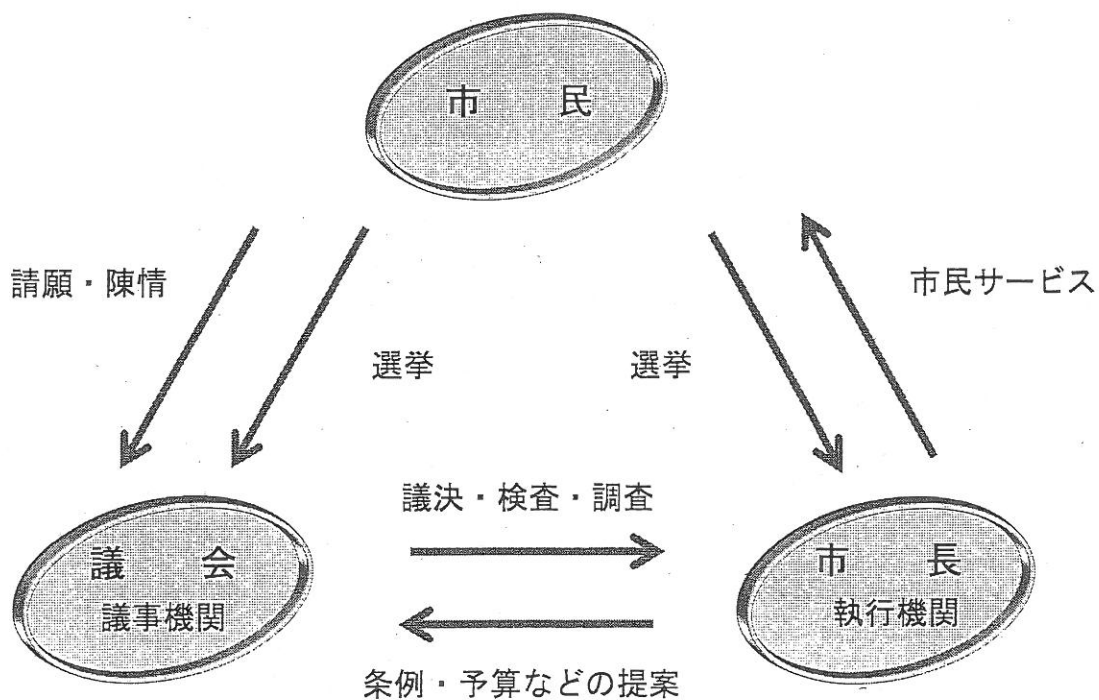
1 市議会の役割

私たちのまち我孫子市を、より住みよく明るいまちにするためには、市民全員で話し合い、市政を運営していくことが必要ですが、市民すべてが一堂に会して市政の運営について話し合うことは不可能です。そこで、市民の代表として市議会議員や市長を選挙によって選び、市政の運営をゆだねています。

市議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために健全な緊張関係を保ちながら、我孫子市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。

市議会は市政の方針を決定したり、市政が適正に行われているかチェックしたりする機関で「議事機関」といいます。また、市議会の決定に基づいて実際に仕事を行うのが市長で、市長をはじめ教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などを「執行機関」といいます。

市議会と市長は、まったく対等の立場に立って互いに尊重し、論議し合いながら明るく住みよい我孫子市をつくるために努力しています。



2 市議会の権限

市議会は市民の代表として十分な活動ができるように、地方自治法に議会の権限が定められています。主な権限は次のとおりです。

◆ 議決権（地方自治法第96条）

市議会の最も代表的な権限で、条例や予算を定めたり、決算を認定したり、重要な契約や財産の取得・処分の決定などを行います。

◆ 検閲・検査及び監査の請求権（地方自治法第98条）

市の事務に関する書類や計算書を検閲したり、金銭出納の執行状況を検査したり、市の監査委員に監査を求めるなど、市民の代表として市政を監視します。

◆ 意見書の提出権（地方自治法第99条）

市の公益に関することについて、議会の意思をまとめた文書を、国会又は関係行政庁に意見書として提出することができます。

◆ 調査権（地方自治法第100条）

市の事務を独自に調査し、必要に応じて関係者の出頭や証言などを求めることができます。

◆ その他の権限

議長・副議長（地方自治法第103条第1項）、選挙管理委員（地方自治法第182条第1項）などを選ぶ選挙権、市長が副市長（地方自治法第162条）、教育委員会教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項）、監査委員（地方自治法第196条第1項）などを選任する場合の同意権、市民から提出された請願の審査（地方自治法第124条・125条）などがあります。

また、議会を構成する議員の代表的な権限として、議案の提出権（地方自治法第112条）があります。

3 我孫子市議会の概要

◆ 議員数と任期

条例定数 24人（条例制定 平成21年3月24日）

議員定数の推移

昭和54年9月に地方自治法の法定定数「36人」を4人減少し、昭和54年の市議会議員一般選挙から「32人」に改正、その後、平成11年、平成19年、平成23年の改正を経て、平成23年11月の市議会議員一般選挙から議員定数は「24人」となっています。

適用市議会議員選挙	S. 54	H. 11	H. 19	H. 23
議員定数	32人	30人	28人	24人

現議員の任期 平成27年12月1日から平成31年11月30日まで

議員報酬

最近の議員報酬の推移は次のとおりです。

平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、財政状況を考慮し、月額10,000円を減額しています。さらに引き続き、平成25年4月1日から当分の間、財政状況を考慮し、月額10,000円を減額しています。

注：H12.4.1の報酬額は、減額前の額

適用日	前々回（H2.10.1）	前回（H4.4.1）	H12.4.1
議長	455,000円	495,000円	540,000円
副議長	405,000円	445,000円	480,000円
議員	380,000円	410,000円	450,000円

◆ 議長・副議長

議長 坂 卷 宗 男（平成27年12月4日から）

副議長 甲 斐 俊 光（平成28年12月5日から）

◆ 会派別議員一覧

自分たちの意見を市政により多く反映させるため、同じ意見や考え方などを持った議員2人以上で会派を結成することができます。

平成29年5月1日現在

会 派 名	議 員 名	■会派代表
清 風 会	■松島 洋 茅野 理 椎名幸雄 日暮俊一 甲斐俊光 西垣一郎 高木宏樹 澤田敦士	
あ び こ 未 来	■印南 宏 早川 真 坂巻宗男 飯塚 誠	
公 明 党	■木村得道 江原俊光 関 勝則 戸田智恵子	
N e x t あ び こ	■内田美恵子 佐々木豊治 久野晋作	
無所属ネットワーク	■豊島庸市 芹澤正子	
日 本 共 産 党	■岩井 康 野村貞夫	
会 派 に 所 属 し て い な い 議 員	海津にいな	

◆ 委員会（平成29年5月1日現在） ◎委員長 ○副委員長

常任委員会

市政が広範化、複雑化してきたことにより、議案その他必要な議決事項を、本会議の中できめ細かく審議することは困難です。

そのため、議案などを専門的、能率的に審査する議会の常設機関として、少人数の議員で構成する常任委員会が設けられています。

我孫子市議会には、次の3つの常任委員会があり、議員はかならず1つの委員会に所属しています。

総務企画常任委員会	定数 8人	委員	◎椎名幸雄 ○海津にいな 茅野 理 甲斐俊光 坂巻宗男 戸田智恵子 佐々木豊治 内田美恵子
		所管	総務、広報、企画、財政、住民記録、市民活動、 防災、消防など
教育福祉常任委員会	定数 8人	委員	◎江原俊光 ○芹澤正子 松島 洋 澤田敦士 印南 宏 関 勝則 久野晋作 岩井 康
		所管	福祉、介護、国保、保育、教育、生涯学習など

環境都市常任委員会	定数 8人	委員	◎飯塚 誠 ○高木宏樹 日暮俊一 西垣一郎 早川 真 木村得道 豊島庸市 野村貞夫
		所管	商業、農業、環境、道路、交通、上下水道、都市計画、公園、住宅など

議会運営委員会

議会の運営が円滑に行われるよう、議会の運営、会議規則や委員会条例、議長との諮問に関することを協議する機関として設けられています。委員は2人以上の会派から所属議員数に応じて選任されます。議長・副議長も出席します。

議会運営委員会	定数 9人	委員	◎松島 洋 ○江原俊光 椎名幸雄 高木宏樹 飯塚 誠 久野晋作 芹澤正子 岩井 康
		所管	議会の運営、会議規則や委員会条例、議長との諮問に関する事など

特別委員会

ほとんどの議案は常任委員会で審査されますが、特定の問題や議会が必要と認めるときには、特別委員会を設けて調査又は審査をすることができます。

我孫子市議会では、一般会計予算及び決算の審査には、その都度特別委員会を設置することになっています。

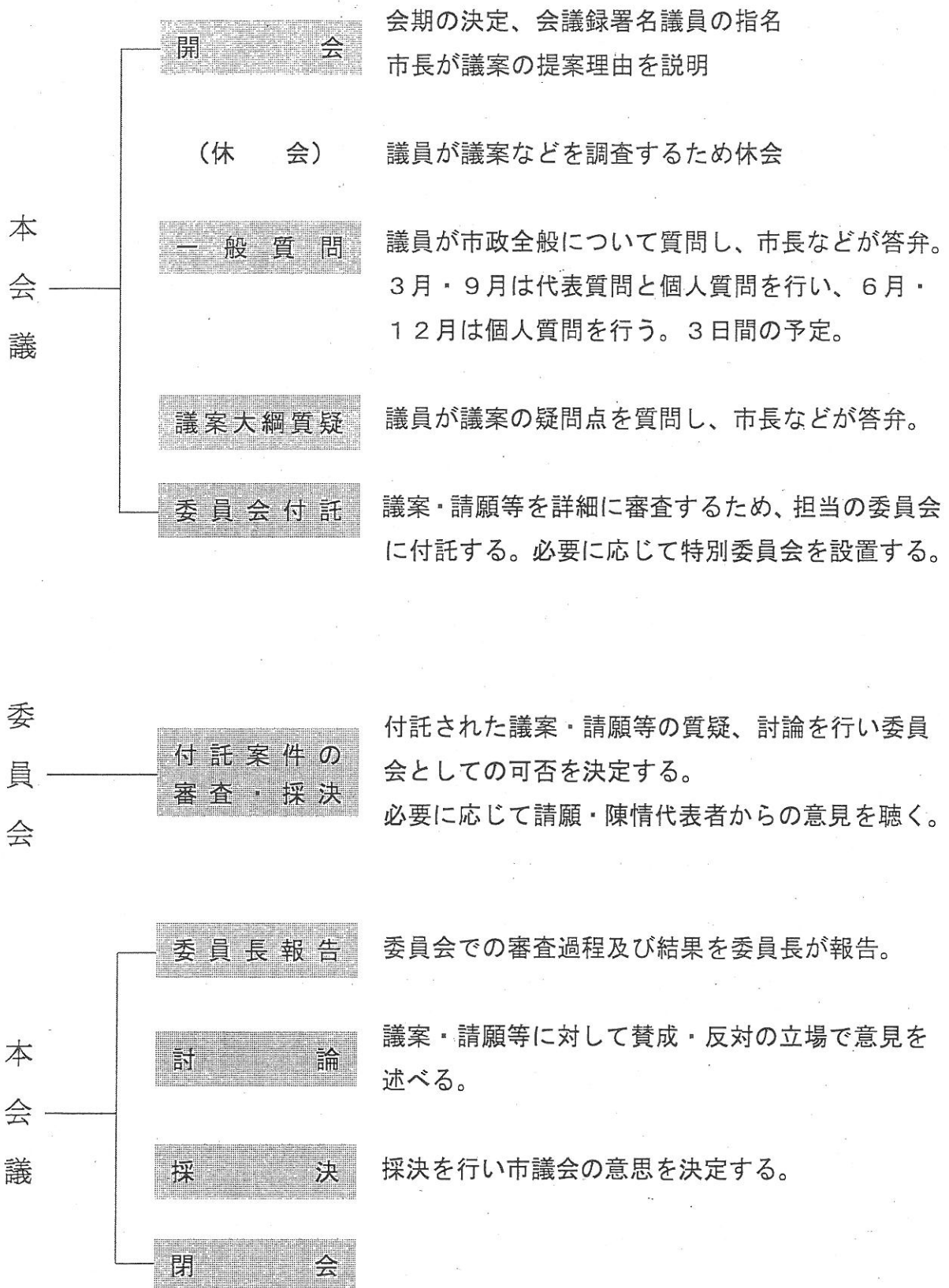
4 市議会の運営（定例会の流れ）

市議会には、定期的に行われる定例会と必要に応じて開かれる臨時会があり、決められた一定の活動期間（会期といいます）中に本会議や委員会を開いて、議案等の審査を行います。

我孫子市議会の場合、定例会は年4回開くことになっており、おおむね3月、6月、9月、12月に開会されます。

市議会の活動は、会期中に行うのが原則ですが、会期外でも必要に応じて議会の議決により委員会を開き活動することがあります。

会期中の議事は定例会により異なりますが、おおむね次のように進められます。



◆ 本会議

本会議は全議員により構成され、議案等を審議し、最終意思を決定するほか、市政全般について質問を行う会議です。

本会議を開くためには、原則として議員定数の半数以上の出席が必要です。また、議会の意思は原則として出席議員の過半数で決定します。

28年の本会議開催状況・議決結果

本 会 議	会 期	会 期 日 数	本 会 議 日 数	議 決 結 果					傍 聴 者 数 (人)	
				原 案 可 決	可 決 認 定	同 意 可 決	継 続 審 査	承 認		認 定
第1回定例会	2/24~3/16	22	5	38		13				76
第2回定例会	6/6~6/23	18	5	9				4		51
第3回定例会	9/5~9/29	25	5	13	1				5	73
第4回定例会	12/5~12/22	18	5	19		6				56
計		83	20	79	1	19		4	5	256

28年の委員会開催状況

委員会名	会期中 (日)	閉会中 (日)	計	付託案件 (件数)	傍聴者数 (人)
総務企画常任委員会	5	0	5	22	21
教育福祉常任委員会	4	0	4	33	26
環境都市常任委員会	5	0	5	23	39
予算審査特別委員会	11	0	11	5	34
決算審査特別委員会	3	0	3	1	5
議会運営委員会	11	5	16	—	4
計	39	5	44	84	129

5 3月定例会での審議結果 議決総数 25件

◆ 市長提出議案 25件

条例の制定	1件	原案可決（賛成全員）
条例の一部改正	8件	原案可決（賛成全員）
条例の一部改正	2件	原案可決（賛成多数）
指定管理者の指定（農業拠点施設）	1件	原案可決（賛成多数）
市道路線の認定	1件	原案可決（賛成全員）
市道路線の変更	1件	原案可決（賛成全員）
補正予算（一般会計・国民健康保険・下水道 ・介護保険・後期高齢）	5件	原案可決（賛成全員）
予算（一般会計）	1件	原案可決（賛成多数）
予算（国民健康保険・下水道・介護保険 ・後期高齢・水道）	5件	原案可決（賛成全員）

※議員別の採決結果につきましては、次ページの「平成29年第1回定例会採決結果一覧」を参照ください。

総務企画常任委員会報告

委員長	椎名幸雄
副委員長	海津にいな
委員	茅野 理、甲斐俊光、坂巻宗男 戸田智恵子、佐々木豊治、内田美恵子

1. 議案の審査経過および結果（7件）

議案第1号

議案名	我孫子市職員の育児休業等に関する条例及び我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概要	地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の範囲の拡大、介護時間の新設その他所要の改正をするもの
質疑概要	<p>質問：育児休業、介護休業の取得状況は。</p> <p>答弁：育児休業は、女性職員は100%で、今年度初めて男性職員の取得者が出た。介護休業は、今年度は1人もいないが、平成27年度、26年度は1人ずついた。</p> <hr/> <p>質問：今回の改正内容を職員にどのように周知徹底していくのか。</p> <p>答弁：4月1日に向けて所属長を通して文書で周知する。また、子育て面接用のガイドも活用していきたい。</p> <hr/> <p>質問：介護休業取得者、男性の育児休業取得者の体験談を把握し、PRしながら、制度がさらに発展するように努めてほしい。</p> <p>答弁：体験談は次に続く者の大きな力になると思う。体験談を本人の了解のもとに発信して、さらなる取得、活用に向けて取り組んでいきたい。</p> <hr/> <p>質問：介護休暇の介護時間が、国に合わせて1日2時間の範囲内とあるが、2時間で十分なのか。</p> <p>答弁：1日30分単位で、勤務の始まる時間から連続で、あるいは、終わる時間まで連続する範囲内で2時間まで取得できる制度である。我孫子市だけ3時間、4時間というのは難しいと思う。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第2号

議案名	我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概要	顧問弁護士について、非常勤特別職職員への任命に替えて業務委託契約を締結することから、報酬を廃止するもの
質疑概要	質問：これまでは月額15万円以内で行われていたが、委託契約になった場合どのように変わるのか。 答弁：これまで顧問弁護士については、非常勤特別職として、月額14万円、年間で168万円を支払ってきた。委託契約に変更した際も同額で契約したいと考えている。
	質問：相談する業務内容が狭まらないか。 答弁：今までと変わらないと思っている。
	質問：個人ではなく事務所法人と委託契約を結ぶことは考えなかったのか。 答弁：最初は検討していたが、事務所が法人でないと法人契約はできないため、個人と契約することになった。
	審査結果

議案第3号

議案名	我孫子市個人情報保護条例及び我孫子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体が独自に個人番号を利用することを条例で定めた独自利用事務についての情報連携が、同法第19条第8号に規定されること及び引用する同法の号が繰り下げられることから、条文を整理するもの
質疑概要	質問：地方公共団体が独自に個人番号を利用することを条例で定めた独自利用事務はどのようなものがあるのか。 答弁：我孫子市では定めていないが、他市においては、子ども医療費の助成、ひとり親家庭等医療費の助成などが挙げられる。
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第4号

議案名	我孫子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
概要	受益者負担の公平性・公正性を確保する観点から、手数料を減免する基準を明確化するとともに、減免手続を定めるもの
質疑概要	<p>質問：第4条2項2号「法令に、条例で定めるところにより戸籍に関する証明を無料で行うことができる旨の規定があるとき。」とあるが、我孫子市において該当するものはあるのか。</p> <p>答弁：国の法律で約30法令が該当する。</p> <hr/> <p>質問：行政サービスセンターなどの窓口対応はどう変わるのか。</p> <p>答弁：今までと対象範囲は変わらないので従前どおりの基本的な対応になると思う。十分に調整を行った上で丁寧な窓口対応を今後も続けていく。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第5号

議案名	我孫子市税条例等の一部を改正する条例の制定について
概要	特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、条文を整理するとともに、地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の創設に伴う条文の整備、法人市民税の法人税割に係る標準税率及び制限税率の引下げ、個人市民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長その他所要の改正をするもの
質疑概要	質問：今回の改正で、法人市民税の税率を下げて、地方法人税の税率を上げた結果、市に入ってくる法人税関係の税金は、現行と比べてどうなるのか。 答弁：平成28年度決算の想定から、約1億円の減収を想定している。
	質問：消費税の増税がさらに延期になった場合は、平成31年10月31日の施行日も変更になるのか。 答弁：消費税が再々延期となれば、関連法令も延期になると思われるため、市税の対応も再々延期になると思われる。
	質問：軽自動車税について、どの程度の税収を見込んでいるのか。 答弁：対象となる非課税の台数が今のところ分かりかねるので、試算は出せない。
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第6号

議案名	我孫子市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
概要	住民基本台帳法が一部改正され、住民基本台帳カードの交付が終了したことに伴い、住民基本台帳カードと兼用する印鑑登録証の交付を廃止するとともに、既に交付された当該印鑑登録証の取扱いを定め、併せて条文を整備するもの
質疑概要	質疑なし
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第 11 号

<p>議案名</p>	<p>我孫子市議会議員及び我孫子市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>概要</p>	<p>公職選挙法施行令が一部改正され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公費負担に係る限度額が引き上げられたことに伴い、これに準ずる市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担について限度額を引き上げるとともに、条文を整備するもの</p>
<p>質疑概要</p>	<p>質問：前回改正した時期は。 答弁：平成14年3月に一部改正をしている。</p> <hr/> <p>質問：公費負担について、担当課としてどう考えているか。 答弁：公平な選挙、金のかからない選挙の実現のため、様々な人が立候補しやすい環境を整備する必要があるため、整備された法律と考えている。</p>
<p>審査結果</p>	<p>原案可決（賛成多数）</p>

2. 所管事項で特に議論された事項について

項目	「常磐線・成田線の活性化に向けた取り組みと我孫子の魅力発信」について
担当課	あびこの魅力発信室、企画課
質問内容	<p>質問：平成27年度の我孫子駅、湖北駅、新木駅、布佐駅の乗降客数が増えた理由をどう分析しているか。</p> <p>答弁：一番大きな要因は、「上野東京ライン」の品川駅乗り入れが考えられる。</p>
	<p>質問：成田線の各駅のPR動画を作成し、定住人口の増加、乗降客の増加、成田線の増発につなげては。</p> <p>答弁：沿線自治体で構成している成田線沿線活性化推進協議会で、動画の作成、活用を検討している。 作成した動画をYouTubeで流すだけでなく、千葉テレビの「シャキット！」の中で放送するなど、より効果的な方法を検討していきたい。</p>
	<p>質問：成田線のPRを都内でもするべきでは。</p> <p>答弁：現在もいろいろなものを組み合わせたメディアミックスの手法で定住化に向けてPRをしている。今後もPR事業を積極的に検討し、発信することで良い方向につなげていきたい。</p>
	<p>質問：「広報あびこ」などで成田線のPRをもっとするべきでは。</p> <p>答弁：可能な限り成田線のPRをしていきたい。</p>
	<p>質問：天王台駅北口の土地を有効活用し、集合住宅、マンション、ショッピングセンターなどを誘導するまちづくりの方向性を検討していく必要があるのでは。</p> <p>答弁：若い世代にも魅力のある地域であり、マンションをつくってほしいという要請も市政への手紙で来るようになっている。何らかの補助策を含め、住宅の誘導を検討していく必要があり、天王台地区のまちづくりは検討課題になっていくと認識している。</p>

質問内容	<p>質問：我孫子市ならではの情報発信の仕方として、本屋と連携し、昨年度ブックカバーとしおりを配布したが、今後はどのような内容を考えているのか。</p> <p>答弁：ポスターを2種類制作し、本屋に貼り出し、我孫子市をPRしていく。さくらプロジェクトにちなんだ桜のポスターと、待機児童ゼロを続けているまちであるという子育てに関するポスターの2種類を10数店舗に展開していく。</p>
	<p>質問：映画館での我孫子市の情報発信について、どのように取り組んで行くのか。</p> <p>答弁：可能であれば、手賀沼フィルムコミッションの皆さんが撮影した映画の上映の中で、これまで制作したCMを上映し、我孫子市のPRにつなげていきたい。</p>
	<p>質問：CM上映のPR以外に、どのような情報発信を行っているのか。</p> <p>答弁：都内FM3局（江戸川区、中央区、世田谷区のエリア）のラジオ局で情報発信している。東京メトロでは人が集中的に集まっている部分でPRしている。また年に1回、我孫子市からコミュニティFMのネットワークを通じて、北海道から九州まで3時間の生放送を実施しており、来年度は改修される水の館から生放送で情報発信していきたい。</p>

教育福祉常任委員会報告

委員長	江原俊光
副委員長	芹澤正子
委員	松島 洋、澤田敦士、印南 宏 関 勝則、久野晋作、岩井 康

1. 議案の審査経過および結果（6件）

議案第16号

議案名	平成28年度我孫子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
概要	<p>既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億6,108万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億7,136万7千円とするもの</p> <p>歳入：療養給付費交付金を増額し、国庫支出金、県支出金、繰入金を減額</p> <p>歳出：共同事業拠出金、保健事業費などを増額し、保険給付費を減額</p>
質疑概要	<p>質問：一般被保険者療養給付費の3億4,500万円減の要因は被保険者の減少、診療報酬の改定、薬価の改定との話だったが、その中でも大きな要因は何か。</p> <p>答弁：大きな要因は被保険者の減少である。</p> <hr/> <p>質問：国保の被保険者数の減少が例年より大きい理由は。</p> <p>答弁：昨年10月に社会保険の適用の拡大があり、その影響が考えられる。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第18号

議案名	平成28年度我孫子市介護保険特別会計補正予算（第3号）
概要	既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億4,211万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億6,052万5千円とするもの 歳入：国庫支出金、支払基金交付金、県支出金などを減額 歳出：基金積立金を増額し、保険給付費、地域支援事業費などを減額
質疑概要	質問：地域支援事業費が減額された要因は。 答弁：介護予防・生活支援サービス事業費ではサービスの利用件数が見込みよりも少なかったため。一般介護予防事業費の現額は欠員分の職員、臨時職員の費用を見込んでいたが、採用に至らなかったため減額した。 ----- 質問：地域密着型介護サービス給付費が1億3,600万円減額になった背景と今後は。 答弁：各サービスごとの利用状況を見ながらの減額を行ったが、特に影響が大きかったのは、定期巡回随時対応型訪問介護看護について、年度当初に公募を行ったが、応募がなく実施に至らなかったため、全て減額となっている。
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第19号

議案名	平成28年度我孫子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
概要	既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,377万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,280万3千円とするもの 歳入：後期高齢者医療保険料を増額し、繰入金などを減額 歳出：後期高齢者医療広域連合納付金を増額し、諸支出金を減額
質疑概要	質疑なし
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第21号

議案名	平成29年度我孫子市国民健康保険事業特別会計予算
概要	歳入歳出予算の総額を156億3,400万円とするもの
質疑概要	<p>質問：徴収率の目標を前年度から約2%上げるとなっている。挑戦的な数字と思うが、この根拠と達成するための取り組みは。</p> <p>答弁：差し押さえ等を今後も強化して徴収を実施する。今までなかなか手をつけられなかった給与の部分や預金、生命保険などを必ず調査し、できるものは差し押さえを行う。</p>
	<p>質問：徴収方法で口座振替をもっと増やせばいいのでは。</p> <p>答弁：口座振替を強化はしたいが、お願いをすることで伸び悩んでいる。なかなか難しいが、他自治体の先進的な事例を調べていく。</p>
	<p>質問：高額医療費拠出金が前年度から4,500万円以上上がっている。理由は。</p> <p>答弁：要因としては医療が進んでおり、新しい医療ができればできただけ増える。毎月400万円くらいかかる方もおり、服薬や治療を続けなければならないという部分では下がる要因はない。</p>
	<p>質問：人間ドックの検診委託料について、前年度より下がっている。かつ28年度は今回の補正予算で増額補正をしているが、この金額で本当に良いのか。</p> <p>回答：算定に当たり、実績を加味した中で、平均単価の算定をし直した結果、減少となったため、この金額となった。</p>
	<p>質問：データヘルス計画について、平成29年度が最終年度となり、新たな計画を作ることになるが、その内容は。</p> <p>答弁：2カ年のデータ蓄積したものを参考につくる予定。特定健診の強化や重症化予防事業の継続のほか、残薬バッグに関する事業も平成30年度から組み込む形を考えるなど、同じようなものではなく、一歩進んだものとして計画が提示できるように努力する。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第23号

議案名	平成29年度我孫子市介護保険特別会計予算
概要	歳入歳出予算の総額を94億6,900万円とするもの
質疑概要	<p>質問：認知症カフェを現在の2ヶ所から拡大する考えは。</p> <p>答弁：できるだけ身近な場所で集えるのが理想と考えるので、要望や認知症カフェをつくりたい、という話があれば積極的に支援をしていきたい。</p> <hr/> <p>質問：高齢者なんでも相談室の土日開設について、わかりやすくするために、どちらか固定した方がいいのでは。</p> <p>答弁：基本は土曜日の開設で考えているが、日曜日に相談したい方もいると思うので、まだ正式に決まってはいるが、各室、月1回は土曜日のかわりに日曜日をあけられないかということで今協議を進めている。</p> <hr/> <p>質問：成年後見制度利用支援事業について、内容と前年度から金額が増えている理由は。</p> <p>答弁：内容は市長申立てをする際必要となる印紙代、切手代、医師の診断書手数料、後見人の報酬の扶助費で構成されている。予算が増えた理由は、後見人の報酬の扶助費について、扶助が決定した方はずっと継続していき、プラスアルファで毎年その制度を利用される方が入ってくるので、その点が増えた理由である。</p> <hr/> <p>質問：介護保険事業計画策定業務委託料について、前回は対象者が一般高齢者2,000人、要支援、要介護認定者が2,000人だったと思うが、今回も前回と同じ内容なのか。また、調査結果がわかるのはいつ頃か。</p> <p>答弁：前回と若干変わり、1つ目は要支援、要介護の認定を受けていて在宅で生活している65歳以上の市民で1,500人。もう1つが要介護認定を受けていない65歳以上の市民で、その中には一般の高齢者で介護予防・日常生活支援総合事業の対象者、予防の要支援者を含んで2,500人を想定している。調査後は6月上旬から7月下旬に集計し、秋口を目処に方向性を見ていきたい。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第24号

議案名	平成29年度我孫子市後期高齢者医療特別会計予算
概要	歳入歳出予算の総額を18億300万円とするもの
質疑概要	質疑なし
審査結果	原案可決（賛成全員）

2. 所管事項で特に議論された事項について

項目	小中学校の給食費無償化について
担当課	学校教育課
質問内容	<p>質問：給食費無償化に向けては現在保護者が負担している5億円を市が拠出することは納得を得られない。知恵を出し、お金を編み出すことを考えなければならないが、まず、今の各学校の給食室の調理能力を市は把握しているのか。</p> <p>答弁：根戸小学校は平成20年度に建築しており、1,400食の調理能力を予定して建設しているが、そのほかの学校は新しい学校でも20年以上前で、一番古い学校は昭和46年ということもあり、把握できていない。</p> <hr/> <p>質問：これから児童・生徒が減っていき、施設も建て直さなければならない状態に来ることから、調理能力を把握していることが無償化への基礎となると思うが、どうか。</p> <p>答弁：老朽化が進んでいる給食施設を今後整備していく中で、効率的な整備の計画を立てるうえで必要である。</p> <hr/> <p>質問：今の給食がどうあって、今後の給食をどうするかということきちんとやらないといけない。それには基礎の数字がしっかりしていないといけないと考えるが、どうか。</p> <p>答弁：各学校の給食室の延べ床面積はある程度把握しているため、内部の設備、耐久性含めて学校給食施設を含めた設備の効率化計画の中で考えていくという視点と、委託などの効率的な運用の視点と、食育の推進もしっかりできる内容でどのようにしたら学校給食無償化が可能になるか、可能性を探って行きたい。</p> <hr/> <p>質問：給食費無償化に向けて、財源を生み出す方針を立てて、段階的でもいいので無償化に向けて歩み始めてもらいたい。</p> <p>答弁：給食の質、食育の視点を含めた上で、財源を生み出す知恵を絞って行きたい。</p>

項目	国民健康保険制度について
担当課	国保年金課
質問内容	<p>質問：国民健康保険が平成30年度には千葉県が財政運営の責任主体になることが決まっている。今後、我孫子市の国民健康保険の財政状況や課題等をデータにより分析し、制度改正等の動向に向けて対策をする必要があると考えるが、どうか。</p> <p>答弁：分析については現状、一般会計からの繰り入れは我孫子市では行っておらず、近隣市はかなり額を入れているところもあり、そういった中では健全と思っている。広域化の部分については今、国・県の動きについて注視している状況。1月10日に県の運営協議会が初めて開かれ、千葉県の国民健康保険をどうしていくかの検討が始まっているが、もうしばらく時間がかかることから、我孫子市が現在できている一般会計からの法定外の繰り入れをしないでできている部分が今後どうなっていくのかを見定めた上で確認をしていかなければならないと考える。</p> <p>質問：この制度のポイントは納付金と考える。納付金は年齢構成の差異を調整後、医療費の水準や所得水準、調整を行って算出される、と記載があり、我孫子市の医療費水準を考慮するとおのずと上がってくると思われる。このような点を踏まえると、市民に適宜情報をお知らせして、理解を得られるような活動が必要になると思うが、いかがか。</p> <p>答弁：国保が広域化するに当たっての市民の一番の関心事は、今納めている保険税がどのくらいになるかということだと考える。今は県で作業を行っている段階のため、まだ細かい数字を出せない状況にあるが、出せる情報については直ちに出示して行きたい。</p> <p>質問：平成30年度に向けて我孫子市として国保の健全な財政を維持していくために、どの点を強化していくつもりなのか。</p> <p>答弁：国保の健全化を推進するにあたり、歳出を抑える部分と、歳入を増やす部分がある。歳入は、差し押さえ等の課税に応じたものを集めていくことが第一。歳出はデータヘルス計画の中で立てた計画を必ずやる、という体制をとっていききたい。</p>

環境都市常任委員会報告

委員長	飯塚 誠
副委員長	高木宏樹
委員	日暮俊一、西垣一郎、早川 真 木村得道、豊島庸市、野村貞夫

1. 議案の審査経過および結果（10件）

議案第7号

議案名	我孫子市市民農園条例の一部を改正する条例の制定について
概要	我孫子市立高野山ふれあい市民農園を平成29年3月31日をもって閉園することに併せて条文を整備するもの
質疑概要	<p>質問：なぜ閉園するのか。</p> <p>答弁：使用料の値上げや放射能の影響などから利用率が大幅に低下しており、関係各課で協議の上、地権者等の意向確認を行い、平成28年度末での閉園を決定した。</p>
	<p>質問：高野山ふれあい市民農園の整備費用と年間のランニングコストは。</p> <p>答弁：整備費用は1億1,779万円。また、毎年土地賃借料と管理費がかかっている。</p>
	<p>質問：市民農園のニーズはあると思う。高野山新田周辺で民間の市民農園との連携などの考えは。</p> <p>答弁：農地を守っていく区域を設定しながら市民農園のニーズにも応えていくことを検討する。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第 8 号

<p>議案名</p>	<p>我孫子市開発行為に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>概要</p>	<p>開発行為により配置する袋路状道路の基準、既存道路の拡幅の基準及び市街化調整区域における沿道の休憩所等が接する道路基準を見直すとともに、条文を整備するもの</p>
<p>質疑概要</p>	<p>質問：休憩所の定義は。また、コンビニエンスストアはどうか。 答弁：審査基準では、食堂・レストランの類を休憩所として定義している。また、コンビニエンスストアも現在は休憩所的な施設として必要と考えており、審査基準に定義する予定である。</p> <p>質問：なぜ急いで休憩所等の建築ができる道路に12m以上の幅員がある市道を追加するのか。 答弁：何年も前から議論してきた課題であり、幅員が十分確保されていない国道より、12m以上の幅員がある市道の方が休憩所設置に適していると判断した。</p> <p>質問：市道00-023号線沿いは、手賀沼沿い斜面林保全条例においても非常に重要な地区である。沿道開発が可能になれば、斜面林を保全する意味はあるのか。 答弁：条例で指定している保全樹林の開発を認めるものではない。なお、道路と保全樹林の間の空き地で開発が計画された場合、開発許可に際し、緑地保全の指導をしていく。</p> <p>質問：平成15年に3・5・15号線沿い新木地区の市街化調整区域でコンビニエンスストアをめぐる事業者と市で訴訟があった。この時、市は一貫して市街化調整区域にコンビニエンスストアは必要ないと訴えている。なぜ今になって方針を変えるのか。 答弁：10年以上たっており、コンビニエンスストアが適当な施設であることが十分周知されてきたことを踏まえ、許容していく判断をした。</p> <p>質問：コンビニエンスストアができれば市民が便利になるため良いと思う。なお、開発許可する際は電柱移設について指導できないか。 答弁：既存電柱はなるべく開発区域内に移設するように指導していくと審査基準を見直した。</p>
<p>審査結果</p>	<p>原案可決（賛成多数）</p>

議案第9号

議案名	我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続に関する条例の制定について
概要	事業者と近隣関係者の相互理解の下に、事業区域周辺の災害の防止並びに良好な生活環境、豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全を図り、調和のとれた地域社会の形成に寄与するため、太陽光発電設備の適正な設置に関し必要な事項を定め、市及び事業者の責務を明らかにするもの
質疑概要	質問：既存施設に対してはどのように対応するのか。 答弁：国でも法律を一部改正し、ガイドラインも作成されているため、それに準じて指導・助言をしていく。
	質問：自粛を要請する区域内での設置状況は。 答弁：現在、この区域内で稼動しているのは3箇所、設備認定がとれているのが1箇所である。
	質問：市民に対し、この条例をできる限り周知していただきたい。 答弁：市の広報、ホームページ、その他考えられる方法で周知していく。
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第10号

議案名	我孫子市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
概要	手賀沼公園駐車場の利用開始時間を早めるもの
質疑概要	質問：開始時間を2時間早めることにより、駅利用者の駐車が懸念されるが、その対策は。 答弁：最初の1時間は無料だが、1時間を越えれば上限なく加算される料金体系になっている。
	質問：2時間早めることで経費に影響はあるのか。 答弁：委託料の増減はない。
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第12号

議案名	指定管理者の指定について
概要	<p>我孫子市農業拠点施設を管理する指定管理者を指定するもの 指定管理者となる団体の名称：株式会社あびベジ 指定の期間：平成29年4月20日から32年3月31日まで</p>
質疑概要	<p>質問：指定管理者の候補者の選定を非公募とした経緯を教えてください。</p> <p>答弁：(株)あびベジは、市内全農家1,100件を対象に農産物直売所の運営の意向がある農家を募集し、その意向を示した農家で結成（結成当時は農事組合法人あびベジ）、平成23年10月からアンテナショップを運営している。これまでの5年半、出荷農家や関連団体との連携も確立し、経営体ノウハウや利用客との信頼関係も蓄積されてきたことから、農業拠点施設の管理運営を行うために指定管理者制度を導入し、候補者に選定した。</p> <p>質問：(株)あびベジを選定した合理的理由をもう少し踏み込んで説明していただきたい。</p> <p>答弁：市の施設で指定管理者を導入しているのは全部で7施設あり、全て市が指定管理料を支払い運営委任している。農業拠点施設については、市は指定管理料を支払わず、(株)あびベジの独立採算で運営することになる。また、(株)あびベジの収支が悪化しても、市は損失補てんしない。</p> <p>質問：指定管理者選考委員会（以下「選考委員会」）の採点結果で、「安定した管理運営を行う能力があるか」の「安定的な管理運営を行うための財政基盤が構築されているか。」は配点30点中26点で9割に近い得点だが、「管理経費の縮減を図るものであるか」は7割の得点である。担当課としてどう考えるか。</p> <p>答弁：評価点が511点で、選考委員会で高得点をいただいたという印象を持っている。また、市としても、事業計画や収支計画、これまでの(株)あびベジの取り組みなどから、農業拠点施設の運営をしっかりとやっていただけると認識しているため、十分満足できる点数だと思っている。</p> <p>質問：今回の指定期間は3年だが、経営状況によっては3年後指定管理者を公募する可能性もあるのか。</p> <p>答弁：飲食施設で赤字になるような経営状況が生じた場合、公募も含めてどういう形が一番良いか検討していく。</p>

<p>質疑概要</p>	<p>質問：指定管理者制度の例外規定を適用し、非公募としたことを、選考委員会の採点結果を見てどのように感じるか。</p> <p>答弁：選定のやり方としては公募の場合と同じように申請書類を出していただき、選考委員会で評価している。公募の場合と違い選考委員会でどの会社にするかというところはないが、内容が良くなければ良い評価はいただけないので、選定されないと思う。その辺に関しては、公募の場合と同じように選考していただいたと考えている。</p>
	<p>質問：選考委員会委員に経営のプロが欠けており、選考委員会の客観性が乏しいと思うが、市の見解は。</p> <p>答弁：農産物直売所に関して、㈱あびベジは、これまでの実績、経験があり、委員の中に元農水省OBや会計士もいるので十分と思う。飲食施設に関しては、たまたま施設利用者の代表者に飲食店経営者がいるため、経営の視点で意見や評価ができると考えている。なお、いろいろな意見があるため、次回は、経営の知見を持った方を選定することも検討する。</p>
	<p>質問：㈱あびベジの経営計画書について、実態に即した計画書に作り直し、どんどんローリングプランして説明責任を果たせるようにしていただきたいが、市の見解は。</p> <p>答弁：月次報告が提出されるため経営状況は逐一把握できる。その報告を見ながらシミュレーションをし、経営計画書を実態に即したものに随時見直し、足りないところは真摯にフォローする。また、売り上げが減少したら原因を究明するということを日常的に㈱あびベジと行い農業拠点施設の管理運営を成功させていく。</p>
<p>審査結果</p>	<p>原案可決（賛成多数）</p>

議案第13号

議案名	市道路線の認定について
概要	千葉県道路整備事業等に伴い、交通の利便性の向上及び安全性の確保を図るために、新たに市道路線を認定するもの 路線数：7路線
質疑概要	<p>質問：路線番号00-044号については、何故交差点まで認定しないのか。</p> <p>答弁：千葉県において用地買収後に拡幅し、拡幅されれば市に移管される。</p> <hr/> <p>質問：3・5・15号線の印西市方面にポールがあるため、大型車が全て市道に入ってきて道路が大分傷む。ポールを取り払えないか。</p> <p>答弁：千葉県、公安委員会と協議しながら方向性を出していく。</p>
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第14号

議案名	市道路線の変更について
概要	千葉県道路整備事業等に伴い、路線の起点・終点に変更があった道路について、交通の利便性の向上を図るために、市道路線を変更するもの 路線数：5路線
質疑概要	質疑なし
審査結果	原案可決（賛成全員）

議案第17号

議案名	平成28年度我孫子市公共下水道事業特別会計補正予算 (第4号)
概要	既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,195万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億4,589万6千円とするもの 歳入：分担金及び負担金、国庫支出金を増額し、使用料及び手数料、繰入金、諸収入、市債を減額 歳出：下水道事業運営費を増額し、下水道事業建設費、公債費を減額
質疑概要	質疑なし
審査結果	原案可決(賛成全員)

議案第22号

議案名	平成29年度我孫子市公共下水道事業特別会計予算
概要	歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ33億800万円とするもの
質疑概要	<p>質問：下水道整備5ヶ年計画に基づき整備を進めていると思うが、整備が遅れていることと、住民から要望があっても工法的に難しいところが出てきていることがあると考える。5ヶ年計画を整理する時期にきていると思うが、市の見解は。</p> <p>答弁：普及率が8割を超えているため、少しずつ維持管理に移行していくことになる。平成30年度から5カ年計画が変更になるため、総合的に勘案し、計画を立てていく。</p> <p>質問：下ヶ戸地区でU字溝に水が滞留して不衛生な場所がある。道路課で対処していただいているが、道路課と治水課で連携し、治水の視点で知恵を出して対処して欲しい。</p> <p>答弁：住民から要望があったときは、治水課と道路課で協議し、分担を決めて適切に対応している。</p>
審査結果	原案可決(賛成全員)

議案第25号

議案名	平成29年度我孫子市水道事業会計予算
概要	<p>収益的収入予定額の総額：26億9,139万4千円 収益的支出予定額の総額：25億1,353万5千円 資本的収入予定額の総額：924万2千円 資本的支出予定額の総額：10億9,088万4千円 (資本的収入額924万2千円が、資本的支出額10億9,088万4千円に対し不足する額10億8,164万2千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,202万1千円、過年度分損益勘定留保資金10億962万1千円で補てんするものとする)</p>
質疑概要	<p>質問：給水戸数は前年度に比べ増加を見込み、年間総給水量は減少を見込んでいるとのことだが、年間総給水量の減少の主な要因は。</p> <p>答弁：1人当たりの使用量が減っているという実態がある。</p> <p>質問：給水量の減少は市民の節水意識もあると思う。計画をつくる際は、その辺も反映しなければならないと思うが、水道局の考えは。</p> <p>答弁：今後の計画づくりには、施設面も含め、将来需要を精査していかなければならない。また、使用者の意識も正確に捉え計画に反映していく。</p> <p>質問：我孫子の水道は高度処理し、良い水を供給しているので、使用してもらうためのPRが大事だと考える。新年度では、どのようなことに力点を置いてPRしていくのか。</p> <p>答弁：粘り強く、工夫しながら進めていく。また、施設見学会等を通じて子ども達にメッセージを送る機会が増えている。そういう機会を通じて、あらゆるメッセージが伝わるように工夫していく。</p> <p>質問：昨年は取水制限があったが、取水制限が何%になると影響が出るのか。</p> <p>答弁：地域的な差異もあるが、30%以上になると減水又は減圧を講じる必要があると考える。</p>
審査結果	原案可決(賛成全員)

2. 所管事項で特に議論された事項について

項目	道路管理について
担当課	道路課
質問内容	<p>質問：道路の騒音や振動の原因として、コンクリート製マンホール蓋がある。道路パトロールなど、様々な機会を通じて現地を確認し、対応していただきたい。</p> <p>答弁：マンホールについては、コンクリート製や老朽化しているものについては積極的に鉄蓋に取り替えている。住民の苦情が多い状況のため、今後も積極的に改善していく。</p>

項目	工場集団化事業について
担当課	企業立地推進課
質問内容	<p>質問：工場集団化事業の進捗状況は。</p> <p>答弁：地権者に土地利用計画案を提示して進めているところだが、これまで参画意向を示していた6社のうち、1社が辞退意向を示したため、他の事業者に対してヒアリングを行っている。</p> <p>質問：事業地は今進めている場所でなければいけないのか。例えば、利根川沿いにスーパー堤防とともに工業団地も整備する等、事業地を見直す考えはないのか。</p> <p>答弁：国はスーパー堤防の整備に対する費用は負担しない方針のため難しいと考える。事業地については、事業者ヒアリングの内容を精査後、どこが適地であるかも含め検討する。</p>

予算審査特別委員会報告

委員長	西垣一郎
副委員長	戸田智恵子
委員	松島 洋、日暮俊一、早川 真 久野晋作、芹澤正子、岩井 康

議案の審査経過および結果（2件）

議案第15号 原案可決（賛成全員）

議案名 平成28年度我孫子市一般会計補正予算第4号

概要 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ11億7,900万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ393億3,400万円とするもの。

補正前の額 405億1,300万円

補正額 △11億7,900万円

補正後予算額 393億3,400万円

1. 主な歳入項目

単位：千円

項目	補正額	内容
国庫支出金	△90,459	事業費の確定に伴う交付金額の増減 生活保護費負担金 △71,250 ほか
県支出金	△23,438	事業費の確定に伴う交付金額の増減 介護施設等整備事業交付金 △15,970 ほか
寄附金	37,999	めるへん文庫基金寄附金 34,082 ほか
繰入金	△900,700	財政調整基金繰入金 △887,000 ほか
諸収入	240,908	過年度国庫支出金 105,993 放射能対策弁償金 123,774 ほか
市債	△310,100	手賀沼公園・久寺家線道路改良事業債 △186,500 ほか

2. 主な歳出項目

単位：千円

項目	補正額	内容
特別会計繰出金	△146,080	国民健康保険事業特別会計繰出金 △146,080
保育園児童保育委託事業	87,860	私立保育園委託料 87,860
生活保護扶助費	△95,000	申請件数等が見込みを下回るため減額

項 目	補正額	内 容
手賀沼沿い農地活用推進事業費	△62,489	国の農業基盤整備促進事業補助金の減額に伴い、工事範囲を縮小したことなどによる減額
手賀沼公園・久寺家線道路改良事業	△273,357	用地交渉の結果、契約締結までに至らないため用地取得費等を減額

3. 主な質疑概要

質問：地域密着型サービス拠点整備補助金が公募しても応募がなく減額になっているが、応募がなかった理由は。

答弁：単体で事業を実施するのが非常に難しく、利用者の定着なども難しいことから応募がなかったものとする。

質問：生活保護費が歳出で9,500万円減額となっているがその理由は。

答弁：生活保護者の人数は増えているが、昨年度と比べ伸び率が減少している。要因は、国の自立支援制度や住宅支援、就労支援といった生活保護になる前の支援を行っていることなどが考えられる。

議案第20号 原案可決（賛成多数）

議案名 平成29年度我孫子市一般会計予算

概要 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ376億6千万円とするもの。

1. 歳入

単位：千円・%

区 分		平成29年度		対前年度比較	
		当初予算額	構成比	増減額	増減率
自 主 財 源	市税	17,203,828	45.7	△47,510	△0.3
	分担金及び負担金	734,692	2.0	23,913	3.4
	使用料及び手数料	594,785	1.6	10,063	1.7
	財産収入	43,709	0.1	△56,602	△56.4
	寄附金	9,663	0.0	958	11.0
	繰入金	1,560,964	4.1	△740,474	△32.2
	繰越金	500,000	1.3	0	0.0
	諸収入	949,623	2.5	7,747	0.8
	自主財源計	21,597,264	57.3	△801,905	△3.6
依 存 財 源	配当割交付金	150,000	0.4	△22,000	△12.8
	株式等譲渡所得割交付金	135,000	0.4	0	0.0
	ゴルフ場利用税交付金	28,000	0.1	2,000	7.7
	地方贈与税	273,000	0.7	10,000	3.8
	利子割交付金	23,000	0.1	0	0.0
	自動車所得税交付金	80,000	0.2	10,000	14.3
	地方交付税	2,982,486	7.9	99,480	3.5
	交通安全対策特別交付金	15,000	0.0	0	0.0
	国庫支出金	5,453,700	14.5	△437,677	△7.4
	県支出金	2,226,974	5.9	70,226	3.3
	市債	2,632,576	7.0	△552,124	△17.3
	地方消費税交付金	2,000,000	5.3	0	0.0
地方特例交付金	63,000	0.2	2,000	3.3	
依存財源計	16,062,736	42.7	△818,095	△4.8	
歳入合計		37,660,000	100.0	△1,620,000	△4.1

■主な歳入内容等

単位:千円

区 分	内 容
市 税	市の歳入の中心で、市民税、固定資産税、軽自動車税などです。 ○市民税 9,104,301 ○固定資産税 6,059,284 ○軽自動車税 140,504
地方譲与税	本来市税となる税源をいったん国税として徴収し、市に譲与されるものです。
利子割交付金	預金などの利子所得の課税に対して県から交付される交付金です。
地方消費税交付金	消費税の1.7%相当額が地方消費税として国から県に交付される交付金です。
地方特例交付金	地方税の減収補てんのために交付されるものです。
自動車取得税交付金	県に納付された自動車所得税の一定割合が県から市に交付されるものです。
配当割・株式等譲渡所得割交付金	県から株などの配当や譲渡所得に対して交付される交付金です。
地方交付税	地方自治体の財源として、国が使い方特定せずに交付するものです。 ○普通交付税 2,836,000 ○特別交付税 142,000 ○震災復興特別交付金 4,486
分担金及び負担金	特定の事業を行うことにより利益を受ける団体や個人から徴収するものです。
使用料及び手数料	市の施設利用や行政サービスに対する料金として徴収するものです。
国・県支出金	国や県から特定の事業を実施するために交付されるものです。
繰入金	弾力的な資金運用を行うため、基金や特別会計から繰り入れるものです。
繰越金	前年度決算で生じた剰余金のうち、平成28年度の歳入になるものです。
市債	市の事業や財政運営のために国や金融機関等から借り入れる資金です。
その他	財産収入・寄附金・諸収入の合計です。

2. 歳出

単位：千円・%

区 分	平成29年度		対前年度比較	
	予算額	構成比	増減額	増減率
議 会 費	311,387	0.8	△3,116	△1.0
総 務 費	3,564,209	9.5	64,686	1.8
民 生 費	17,191,661	45.6	151,183	0.9
衛 生 費	3,717,455	9.9	△216,230	△5.5
農 林 水 産 業 費	357,488	0.9	△301,884	△45.8
商 工 費	377,830	1.0	△223	△0.1
土 木 費	3,549,155	9.4	△1,256,929	△26.2
消 防 費	1,639,827	4.4	△1,988	△0.1
教 育 費	3,680,016	9.8	△131,911	△3.5
公 債 費	3,170,972	8.4	212,074	7.2
予 備 費	100,000	0.3	0	0.0
災 害 復 旧 費	0	0	△135,662	皆減
合 計	37,660,000	100.0	△1,620,000	△4.1

■主な歳出内容等

単位：千円

区 分	内 容
議 会 費	議会活動に要する経費で、議員の報酬や議会事務に使われます。
総 務 費	市の管理的経費と近隣センターなど他に区分できない経費です。 ・若者定住化に向けた情報発信事業 24,317 ・庁舎等維持管理費（公共施設等包括管理業務委託追加分） 8,333
民 生 費	高齢者や障害者、児童などの社会福祉に使われます。 ・保育園児童保育委託料（新たに開園する私立保育園4園への保育実施委託分） 477,672 ・障害者グループホーム等施設整備費等補助金 23,800
衛 生 費	病気予防のための各種検診、環境対策、ごみ処理などに使われます。 ・廃棄物処理施設整備事業（新規焼却施設の整備事業分） 213,320 ・手賀沼親水広場運営費（環境学習事業含む） 71,871

農 林 水 産 業 費	<p>地産地消の推進など農業の振興や農業委員会の運営に使われます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手賀沼沿い農地活用推進事業費 28,800 ・地産地消推進事業（農業拠点施設整備事業分） 6,866
商 工 費	<p>商業や工業の振興、観光事業、消費生活の改善などに使われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業振興事務運営費（産業拠点検討調査分） 6,000
土 木 費	<p>道路や公園の整備、排水対策など快適なまちづくりのために使われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築管理事務運営費（若い世代の住宅取得支援分） 45,399 ・手賀沼公園・久寺家線道路改良事業 180,255 ・市営住宅維持補修費 155,660 ・下新木踏切道の改良 24,412
消 防 費	<p>防火や救急業務など市民生活の安全の安全を守るために使われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団活動費（消防団用防火衣整備分） 9,548 ・車両購入費等（東消防署水槽付消防ポンプ自動車更新整備分） 60,636
教 育 費	<p>小・中学校の運営や社会教育事業、図書館・市民体育館などに使われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校施設維持管理費（小学校施設の維持管理分） 122,373 ・文化自主事業（第60回我孫子市民文化祭記念事業分） 6,000
公 債 費	<p>市債として借りた資金に利子を付けて返済するものです。</p>
予 備 費	<p>災害など予定外の支出に備えるものです。</p>

3. 主な質疑概要

質問：手賀沼の水質が良くなったのは北千葉導水事業によるところが大きい。さらに水質を浄化するために、北千葉から手賀沼への導水量を多くするような働きかけが必要だ。

答弁：我孫子市単独では難しいので、手賀沼水環境保全協議会などとともに、今後働きかけていきたいと考える。

質問：県内で初めての産後2週間と産後1ヶ月の産婦のメンタルチェックも含めた産婦健康診査を実施する意義は。また、実施できる病院の調査は。

答弁：出産後10日以内ぐらいに産婦さんがマタニティブルーなどで不安を抱えることが多い。早期に対応することで症状がおさまり、不安の軽減につながる。診察は、一般的な産婦検診のほかメンタルチェックも含め実施することから全ての医療機関で実施できるわけではなく、市内では3つの医療機関と契約している。

質問：工業系土地利用の方向性を定め、新たな企業が進出しやすい環境整備を推進するため、産業拠点検討調査業務委託料600万円を予算計上した。しかし、これまでも3回同様な調査業務を行っており合計で1,308万3千円が費やされたが、結果が出ていない。また、審議の中で庁内協議が整っていないことが判明した。予算執行は慎重にしていたきたい。

答弁：内部協議をしっかりとした上で、環境都市常任委員会でしっかりと協議をさせていただきたい。

質問：産業拠点検討調査業務委託料600万円についてだが、調査結果はいつ頃となるか。併せて、起業・創業支援事業の進捗を考慮しながら、創業者を大切にしていって共存していくというスタンスで望むべきと考えるがどうか。

答弁：調査結果は平成30年1月ぐらいを予定している。起業・創業については、セミナーであったりとか支援策をいろいろ考えていきたい。

質問：我孫子市は、「男女共同参画宣言都市」である。現在各戸配布の情報誌「かがやく」の内容も良い。平成30年度の「第3次男女共同参画プラン」の策定にあたり、市民意識調査を実施するとあるが、その調査内容等を教えてほしい。

答弁：調査項目の全体構成の設計、集計作業、集計データを納品してもらい、調査結果は、第3次男女共同参画プランの策定に活用したい。

質問：これまでに比べて我孫子市の露出度は大変上がっており、さらに強める必要がある。特にマスメディアミックスについてこれまで以上に若者の起用が必要ではないか。

答弁：これまでもラジオ番組でコマーシャルを発信してきたが、今後は若いリスナー層が聴く番組に変更し、待機児童ゼロなどの子育てについて情報を発信していきたい。

我孫子市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動の原則（第2条、第3条）

第3章 市民と議会の関係（第4条—第6条）

第4章 議会と行政の関係（第7条—第12条）

第5章 委員会活動（第13条）

第6章 議会及び事務局体制の充実（第14条—第19条）

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第20条—第22条）

第8章 条例の位置付け及び見直しの手続（第23条、第24条）

附則

我孫子市議会は、市民から選挙で選ばれた議員により構成され、同じく市民から選挙で選ばれた我孫子市長とともに、市民の信託を受け我孫子市の代表機関を構成している。議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために健全な緊張関係を保ちながら、我孫子市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

私たちの我孫子市は、歴史・文化・自然を大切にし、手賀沼や利根川に囲まれた水と緑の豊かな環境を生かしたまちづくりを基本に歩み続けてきた。

これまで我孫子市議会は、議会運営の活性化と開かれた議会を目指し議会改革に取り組んできたが、我孫子市を取り巻く社会環境は急速に変化を続けている。このような環境の変化に適切に対応し、持続可能な自治体として発展していくためには、市民の信託を受けた意思決定機関である議会は絶えざる自己変革を行っていかなければならない。

我孫子市議会は、今後の議会のあり方を明確にし、議会機能の充実と議会の活性化をより一層進め、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、議会における規範として、ここに我孫子市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会及び議員の活動に関する原則、責務等の基本的事項を定めることにより、市民に開かれた倫理観ある質の高い議会として市民の負託に応えるとともに、市議会の活性化を図り、住民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動の原則

(議会活動の原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民を代表する議事機関として市民に開かれた議会とし、公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 議決責任を重く認識し、迅速に議会としての意思決定を行うこと。
- (3) 多様な市民の声を的確に把握し、市政に反映させること。
- (4) 議員間の討議を積極的に行い、市政の課題に関する論点や争点を明らかにすること。
- (5) 政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。
- (6) 市民の意思を市政に的確に反映させるため、継続的に議会改革に取り組むこと。

(議員活動の原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 二元代表制の一翼を担う意思決定機関の一員であることを認識し、議員間の討議を重んじること。
- (2) 市政の課題及び多様な市民の声を的確に把握し、政策立案及び政策提言を行うことにより、市民生活の向上を目指すこと。
- (3) 自らの資質向上のため、不断の研さんに努めること。
- (4) 自らの議会活動について、市民に対して説明責任を果たすよう努めること。

第3章 市民と議会の関係

(情報公開)

第4条 議会は、議会活動に関して有する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

2 議会は、すべての会議を原則公開とする。

(議会への市民参加)

第5条 議会は、市民の意向を議会活動に反映させるため、公聴会や参考人制度を積極的に活用し、市民の意見を聴く機会を確保するよう努めるものとする。

(議会報告会及び市民との意見交換)

第6条 議会は、市民に対し議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について議会報告会を行うものとする。

2 議会は、多くの市民の声を意思決定に反映させるため、事案に応じて市民との意見交換の場を設けるものとする。

3 議会報告会及び市民との意見交換に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 議会と行政の関係

(議会と市長の関係)

第7条 議会は、市民の意思を代表する合議制の機関として、二元代表制の趣旨を踏まえ、常に市長と健全な緊張関係を保ち、市政発展に取り組まなければならない。

2 議長から本会議及び委員会に出席を要請された者は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑及び質問に対して、論点を明確化し議論を深める目的で反問することができる。

(議決事件の追加)

第8条 議会は地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、必要な事項を議決事項として追加する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。

(議会審議における論点整理)

第9条 議会は、重要な政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長その他執行機関（以下「市長等」という。）に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (5) 政策等の実施に係る財源措置及び将来にわたるコスト計算
(政策立案及び政策提言)

第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

(予算及び決算の審議)

第11条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長等に分かりやすい説明を求めるものとする。

2 議会は、市長等が予算を適切に執行しているか監視し、評価を行うものとする。

3 議会は、決算審議に当たって市長等が執行した事業等の評価を行うものとする。

(議会費の充実)

第12条 議会は、適正な議会の活動費を充実するため、自ら議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することができる。

第5章 委員会活動

(委員会の活動)

第13条 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。

2 議会は常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、公聴会及び参考人制度を活用するものとする。

3 議会は、委員会審査に当たり、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うように努めなければならない。

4 委員長は、議員間の討議を積極的に行い、委員長報告に当たっては、審査における論点や争点を明確にするよう努めるものとする。

第6章 議会及び事務局体制の充実

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

3 議会は、議員にこの条例に規定する内容の周知徹底を図るため、一般選挙及び補欠選挙を経た任期の開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

(他の自治体の議会等との交流及び連携)

第15条 議会は、他の自治体の議会等との交流及び連携を図り、分権時代に対応した議会のあり方についての調査研究を図るものとする。

(議会事務局の体制整備)

第16条 議会は、政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備を行うものとする。

(議会図書室の充実)

第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第18条 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるため議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

(政務活動費)

第19条 政務活動費は、我孫子市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第26号)の定めるところにより、適正に執行しなければならない。

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第20条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として市民の負託に応えるため、高い倫理観が求められていることを深く認識し、品位を重んじ、高い見識を身につけなければならない。

(議員定数)

第21条 議員定数は、我孫子市議会議員定数条例（平成14年条例第21号）で定める。

2 議会は、議員定数の改正に当たっては、公聴会、参考人制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。

（議員報酬）

第22条 議員報酬は、我孫子市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第15号）で定める。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、公聴会、参考人制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握するものとする。

3 議会は、前項の規定により把握した結果を市長に報告するものとする。

第8章 条例の位置付け及び見直しの手続

（条例の位置付け）

第23条 この条例は、議会における規範とする。

2 議会は、議会に関する条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

（見直し手続）

第24条 議会は、この条例の目的の達成の可否について、適宜、検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、議会運営に関する制度の改善が必要と認められた場合は、この条例の改正を含め、適切な措置を講ずるものとする。

3 この条例の改正に当たっては、本会議において改正理由及び改正案の提出に至った経緯について説明しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。